

## 第20号議案

芦屋市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成27年2月17日提出

芦屋市長 山 中 健

### 提案理由

建築物等に係る各種手数料を定めるとともに、建築基準法等の一部改正に伴い、関係規定を整理するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市手数料条例の一部を改正する条例

(芦屋市手数料条例の一部改正)

第1条 芦屋市手数料条例（平成12年芦屋市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表 2 民生関係の表番号20の項事務の欄中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

別表 3 建設関係(2)建築基準法関係の表番号25の項事務の欄中「第57条の2第3項」を「第57条の5第3項」に改め、同表番号63の項を次のように改める。

63	建築物の確認済証，中間検査済証，完了検査済証等に関する証明の交付又は建築計画概要書若しくは指定道路図の写しの交付	建築物等に係る証明等手数料	1件につき 300円 (指定道路図の写しは，縮尺2,500分の1で日本工業規格A列4番の用紙1枚を1件とする。)
----	--	---------------	---

別表 3 建設関係(2)建築基準法関係の表中番号63の項を番号64の項とし、番号37の項から番号62の項までを1項ずつ繰り下げ、同表番号36の項の次に次のように加える。

37	建築基準法第60条の3第1項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	特定用途誘導地区内における建築物の高さの特例許可申請手数料	1件につき 160,000円
----	---	-------------------------------	----------------

別表 3 建設関係(4)長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係の表番号1の項金額の欄中イを次のように改める。

イ 1件につき、次に定めるとおりとする。

- (1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下(4)長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係の表において「品確法」という。）第5条第1項の登録住宅性能評価機関（以下(4)長期優良住宅の普

及の促進に関する法律関係の表において「評価機関」という。)により、長期優良住宅法第6条第1項第1号に定める基準に適合すると認められた計画(以下(4)長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係の表において

「長期使用構造等適合計画」という。)以外である場合

床面積の合計が200㎡以内のもの 55,000円

200㎡を超え500㎡以内のもの 126,000円

500㎡を超え1,000㎡以内のもの 203,000円

1,000㎡を超え3,000㎡以内のもの 411,000円

3,000㎡を超え5,000㎡以内のもの 720,000円

5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの 1,224,000円

10,000㎡を超え20,000㎡以内のもの 2,260,000円

20,000㎡を超え30,000㎡以内のもの 3,216,000円

30,000㎡を超えるもの 3,961,000円

(2) 長期使用構造等適合計画である場合

床面積の合計が200㎡以内のもの 16,000円

200㎡を超え500㎡以内のもの 28,000円

500㎡を超え1,000㎡以内のもの 47,000円

1,000㎡を超え3,000㎡以内のもの 90,000円

3,000㎡を超え5,000㎡以内のもの 133,000円

5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの 193,000円

10,000㎡を超え20,000㎡以内のもの 326,000円

20,000㎡を超え30,000㎡以内のもの 405,000円

30,000㎡を超えるもの 485,000円

(3) 評価機関により品確法第5条第1項に規定する評価方法基準(市長が定めるものに限る。)に適合すると認められた住宅に係る計画(以下(4)長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係の表において「評価方法基準適合計画」という。)で住戸の数が1である場合

床面積の合計が200㎡以内のもの 20,000円

200㎡を超えるもの 35,000円

(4) 評価方法基準適合計画で住戸の数が2以上である場合

床面積の合計が500㎡以内のもの 63,000円

500㎡を超え1,000㎡以内のもの 102,000円

- 1, 000m<sup>2</sup>を超え3, 000m<sup>2</sup>以内のもの 201, 000円
- 3, 000m<sup>2</sup>を超え5, 000m<sup>2</sup>以内のもの 331, 000円
- 5, 000m<sup>2</sup>を超え10, 000m<sup>2</sup>以内のもの 498, 000円
- 10, 000m<sup>2</sup>を超え20, 000m<sup>2</sup>以内のもの 900, 000円
- 20, 000m<sup>2</sup>を超え30, 000m<sup>2</sup>以内のもの 1, 212, 000円
- 30, 000m<sup>2</sup>を超えるもの 1, 485, 000円

別表 3建設関係(4)長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係の表番号2の項金額の欄中ホをトとし、ニをへとし、ハをホとし、ロの次に次のように加える。

ハ 長期優良住宅法第6条第1項第1号に係る変更がある場合（変更に係る長期優良住宅建築等計画が評価方法基準適合計画で住戸の数が1である場合）においては、イに定める手数料のほか、次に定める手数料を納めなければならない。

- 変更に係る部分の床面積の合計が200m<sup>2</sup>以内のもの 3, 400円
- 200m<sup>2</sup>を超えるもの 6, 700円

ニ 長期優良住宅法第6条第1項第1号に係る変更がある場合（変更に係る長期優良住宅建築等計画が評価方法基準適合計画で住戸の数が2以上である場合）においては、イに定める手数料のほか、次に定める手数料を納めなければならない。

- 500m<sup>2</sup>以内のもの 35, 000円
- 500m<sup>2</sup>を超え1, 000m<sup>2</sup>以内のもの 55, 000円
- 1, 000m<sup>2</sup>を超え3, 000m<sup>2</sup>以内のもの 111, 000円
- 3, 000m<sup>2</sup>を超え5, 000m<sup>2</sup>以内のもの 198, 000円
- 5, 000m<sup>2</sup>を超え10, 000m<sup>2</sup>以内のもの 305, 000円
- 10, 000m<sup>2</sup>を超え20, 000m<sup>2</sup>以内のもの 574, 000円
- 20, 000m<sup>2</sup>を超え30, 000m<sup>2</sup>以内のもの 807, 000円
- 30, 000m<sup>2</sup>を超えるもの 1, 000, 000円

別表 3建設関係(7)都市の低炭素化の促進に関する法律関係の表の次に次の1表を加える。

(8) マンションの建替え等の円滑化に関する法律関係

番号	事務	名称	金額
1	マンションの建替え等の円滑化	建築物の容積率の特例許可	1件につき 160,000円

に関する法律(平成 14 年法律第 78 号) 第 105 条第 1 項の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	申請手数料	
---	-------	--

第 2 条 芦屋市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表 3 建設関係(2)建築基準法関係の表番号 1 の項金額の欄中口を削り、同項同欄ハ中「3 の項」を「2 の項」に改め、同項同欄ハを同項同欄口とする。

別表 3 建設関係(2)建築基準法関係の表中番号 2 の項を削り、番号 3 の項を番号 2 の項とし、番号 4 の項を番号 3 の項とし、同表番号 5 の項事務の欄中「第 18 条第 1 4 項」を「第 18 条第 1 6 項」に改め、同項を同表番号 4 の項とし、同表番号 6 の項事務の欄中「第 18 条第 1 4 項」を「第 18 条第 1 6 項」に改め、同項を同表番号 5 の項とし、同表番号 7 の項事務の欄中「第 18 条第 1 4 項」を「第 18 条第 1 6 項」に改め、同項を同表番号 6 の項とし、同表番号 8 の項事務の欄中「第 18 条第 1 4 項」を「第 18 条第 1 6 項」に改め、同項を同表番号 7 の項とし、同表番号 9 の項事務の欄中「第 18 条第 1 4 項」を「第 18 条第 1 6 項」に改め、同項を同表番号 8 の項とし、同表番号 10 の項事務の欄中「第 18 条第 1 7 項」を「第 18 条第 1 9 項」に改め、同項を同表番号 9 の項とし、同表番号 11 の項事務の欄中「第 18 条第 1 7 項」を「第 18 条第 1 9 項」に改め、同項を同表番号 10 の項とし、同表番号 12 の項事務の欄中「第 18 条第 1 7 項」を「第 18 条第 1 9 項」に改め、同項を同表番号 11 の項とし、同表番号 13 の項事務の欄中「第 7 条の 6 第 1 項第 1 号」の次に「若しくは第 2 号又は同法第 18 条第 2 4 項第 1 号若しくは第 2 号」を加え、「承認」を「認定」に改め、「(同法第 7 条第 1 項の規定による申請が受理された後の場合を除く。)」を削り、同項名称の欄中「仮使用承認申請手数料」を「仮使用認定申請手数料」に改め、同項を同表番号 12 の項とし、同表中番号 14 の項を番号 13 の項とし、番号 15 の項から番号 37 の項までを 1 項ずつ繰り上げ、同表番号 38 の項事務の欄中「第 6 7 条の 2 第 3 項第 2 号」を「第 6 7 条の 3 第 3 項第 2 号」に改め、同項を同表番号 37 の項とし、同表番号 39 の項事務の欄中「第 6 7 条の 2 第 9 項第 2 号」を「第 6 7 条の 3 第 9 項第 2 号」に改め、同項を同表番号 38 の項とし、同表中番号 40 の項を番号 39 の項とし、番号 41 の項から番号 63 の項までを 1 項ずつ繰り上げ、同表番号 62 の項の次に次のように加える。

63	建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 137 条の 16 第 1 項第 2 号の規定に基づく建築基準法令の適用を受けない建築物を移転する場合の制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	建築基準法令の適用を受けない建築物を移転する場合の制限の緩和に係る認定申請手数料	1 件につき 27,000 円
----	---	--	-----------------

別表 3 建設関係(4)長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係の表番号 1 の項金額の欄口中「（同表 2 の項に掲げる手数料を併せて納める場合の当該手数料については、当該金額並びにその額に消費税法（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）第 2 9 条に規定する税率を乗じて得た額（以下(4)長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係の表において「消費税額」という。）及び消費税額に地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 7 2 条の 8 3 に規定する税率を乗じて得た額（以下(4)長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係の表において「地方消費税額」という。）の合計額（1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。）」を削る。

別表 3 建設関係(4)長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係の表番号 2 の項金額の欄へ中「（同表 2 の項に掲げる手数料を併せて納める場合の当該手数料については、当該金額並びに消費税額及び地方消費税額の合計額（1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。）」を削る。

別表 3 建設関係(5)高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律関係の表番号 1 の項金額の欄中「（同表 2 の項に掲げる手数料を併せて納める場合の当該手数料については、当該金額並びにその額に消費税法第 2 9 条に規定する税率を乗じて得た額及び当該乗じて得た額に地方税法第 7 2 条の 8 3 に規定する税率を乗じて得た額の合計額（1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を削る。

別表 3 建設関係(7)都市の低炭素化の促進に関する法律関係の表番号 1 の項金額の欄ハ中「（同表 2 の項に掲げる手数料を併せて納める場合の当該手数料については、当該金額並びにその額に消費税法第 2 9 条に規定する税率を乗じて得た額及び当該乗じて得た額に地方税法第 7 2 条の 8 3 に規定する税率を乗じて得た額の合計額（1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。）」を削る。

## 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中別表 2 民生関係の表の改正規定 平成27年5月29日
- (2) 第2条の規定 平成27年6月1日

## 参 照 1

### 芦屋市手数料条例の一部改正要綱

#### 1 改正の趣旨

建築物等に係る各種手数料を定めるとともに、建築基準法等の一部改正に伴い、関係規定を整理するため、この条例を制定しようとするもの。

#### 2 改正の内容

- (1) 条文中で引用する法律の名称「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

(別表 2 民生関係の表)

- (2) 構造計算適合性判定依頼手数料を廃止することとする。

(別表 3 建設関係 (2) 建築基準法関係の表, (4) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係の表, (5) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律関係の表及び(7) 都市の低炭素化の促進に関する法律関係の表)

- (3) 建築物等の仮使用に係る事務及び手数料の名称を変更することとする。

(別表 3 建設関係 (2) 建築基準法関係の表)

- (4) 建築物に係る許認可の申請等の手数料の追加

(別表 3 建設関係 (2) 建築基準法関係の表)

ア 特定用途誘導地区内における建築物の高さの特例許可申請手数料を1件につき160,000円と定める。

イ 建築基準法令の適用を受けない建築物を移転する場合の制限の緩和に係る認定申請手数料を1件につき27,000円と定める。

ウ 指定道路図の写しの交付に係る手数料を1件につき300円と定める。



(5) 住宅性能評価書の交付を受けた長期優良住宅の認定申請手数料の追加

(別表 3 建設関係 (4) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係の表)

住宅性能評価書の交付を受けた長期優良住宅建築等計画（変更）認定申請手数料を次のとおり定める。

名称		申請に係る床面積の合計	金額（円）
長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	登録住宅性能評価機関での事前審査あり	200 m <sup>2</sup> 以内	20,000
		200 m <sup>2</sup> 超	35,000
	評価方法基準適合計画で住戸の数が1である場合	500 m <sup>2</sup> 以内	63,000
		500 m <sup>2</sup> 超 1,000 m <sup>2</sup> 以内	102,000
		1,000 m <sup>2</sup> 超 3,000 m <sup>2</sup> 以内	201,000
		3,000 m <sup>2</sup> 超 5,000 m <sup>2</sup> 以内	331,000
		5,000 m <sup>2</sup> 超 10,000 m <sup>2</sup> 以内	498,000
		10,000 m <sup>2</sup> 超 20,000 m <sup>2</sup> 以内	900,000
20,000 m <sup>2</sup> 超 30,000 m <sup>2</sup> 以内	1,212,000		
30,000 m <sup>2</sup> 超	1,485,000		
長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	登録住宅性能評価機関での事前審査あり	200 m <sup>2</sup> 以内	3,400
		200 m <sup>2</sup> 超	6,700
	評価方法基準適合計画で住戸の数が2以上である場合に加算する金額	500 m <sup>2</sup> 以内	35,000
		500 m <sup>2</sup> 超 1,000 m <sup>2</sup> 以内	55,000
		1,000 m <sup>2</sup> 超 3,000 m <sup>2</sup> 以内	111,000
		3,000 m <sup>2</sup> 超 5,000 m <sup>2</sup> 以内	198,000
		5,000 m <sup>2</sup> 超 10,000 m <sup>2</sup> 以内	305,000
		10,000 m <sup>2</sup> 超 20,000 m <sup>2</sup> 以内	574,000
20,000 m <sup>2</sup> 超 30,000 m <sup>2</sup> 以内	807,000		
30,000 m <sup>2</sup> 超	1,000,000		

※ 共同住宅等における認定の申請については、住戸ごとの申請が可能なため、

上記手数料を申請対象住戸数で除して得た額を申請1件当たりの手数料とする。

- (6) マンションの建替え等の円滑化に関する法律に基づく特例許可の申請をする場合の手数料の追加

(別表 3 建設関係(8)マンションの建替え等の円滑化に関する法律関係の表)  
建築物の容積率の特例許可申請手数料を1件につき160,000円と定める。

- (7) その他規定の整理

### 3 施行期日

- (1) 2(4)(イを除く。), 2(5), (6)及び(7)の規定 平成27年4月1日  
(2) 2(1)の規定 平成27年5月29日  
(3) 2(2), (3), (4)イ及び2(7)の規定 平成27年6月1日

## 参 照 2

### 建築基準法抜粋（平成27年6月1日施行）

（既存の建築物に対する制限の緩和）

第86条の7（第1項省略）

（第2項及び第3項省略）

- 4 第3条第2項の規定により建築基準法令の規定の適用を受けない建築物について政令で定める範囲内において移転をする場合においては、同条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、建築基準法令の規定は、適用しない。

### 建築基準法施行令抜粋（平成27年6月1日施行）

（移転）

第137条の16 法第86条の7第4項の政令で定める範囲は、次の各号のいずれかに該当することとする。

（第1号省略）

- (2) 移転が交通上、安全上、防火上、避難上、衛生上及び市街地の環境の保全上支障がないと特定行政庁が認めるものであること。

### マンションの建替え等の円滑化に関する法律抜粋

（容積率の特例）

第105条 その敷地面積が政令で定める規模以上であるマンションのうち、要除却認定マンションに係るマンションの建替えにより新たに建築されるマンションで、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、その建ぺい率（建築面積の敷地面積に対する割合をいう。）、容積率（延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。以下この項において同じ。）及び各部分の高さについて総合的な配慮がなされていることにより市街地の環境の整備改善に資すると認めて許可した

ものの容積率は、その許可の範囲内において、建築基準法第52条第1項から第9項まで又は第57条の2第6項の規定による限度を超えるものとすることができる。

(第2項省略)